

大阪市立クラフトパーク条例を公布する。

　　大阪市立クラフトパーク条例

　　(設置)

第1条 大阪市立クラフトパーク(以下「クラフトパーク」という。)を大阪市平野区長吉六反1丁目に設置する。

　　(目的)

第2条 クラフトパークは、ガラス工芸、陶芸その他の工芸に関する講座等の開催及び情報の提供を行うことにより、市民の工芸に関する創作活動を支援するとともに、工芸の普及を図り、もって市民の文化の向上及び生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

　　(事業)

第3条 クラフトパークは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 工芸に関する講座、講演会等の開催その他市民の創作活動の機会の提供
- (2) 工芸に関する情報の収集及び提供
- (3) 工芸に関する相談
- (4) 関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備
- (5) その他教育委員会が必要と認める事業

　　(休館日)

第4条 クラフトパークの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、第11条の規定によりクラフトパークの管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)は、クラフトパークの設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、同項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

3 教育委員会は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告しなければならない。

　　(供用時間)

第5条 クラフトパークの供用時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、クラフトパークの供用時間について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第5条第1項」と、「休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第2項」と読み替えるものとする。

　　(受講又は使用の許可)

第6条 クラフトパークにおいて指定管理者の開催する講座(以下「講座」という。)を受講しようとする者及び別表に掲げるクラフトパークの施設(以下「施設」という。)を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

　　(受講又は使用の許可の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、講座の受講又は施設の使用を許可してはならない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき
- (3) 管理上支障があるとき
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき
- (5) その他不適当と認めるとき

　　(受講又は使用の許可の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、講座の受講若しくは施設の使用の許可を取り消し、その受講若しくは使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第6条の許可を受けたとき
- (2) 前条各号に定める事由が発生したとき
- (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

　　(意見の聴取)

第8条の2 指定管理者は、必要があると認めるときは、第7条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くよう教育委員会に求めるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による求めがあったときは、第7条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

　　(入館の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができ  
る。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理上支障があると認める者

(利用料金)

第10条 教育委員会は、指定管理者に講座の受講又は施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指  
定管理者の収入として收受させるものとする。

- 2 講座を受講しようとする者又は施設を使用しようとする者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならな  
い。
- 3 講座の受講に係る利用料金の額は、1講座につき60,000円以内で教育委員会規則で定める金額の範囲内におい  
て、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。講座の受講に係る利用料金の額を変更しようとす  
るときも、同様とする。
- 4 施設の使用に係る利用料金の額は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会  
の承認を得て定める。施設の使用に係る利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。
- 5 施設の使用の許可を受けた者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合における施設の使用に係る利用  
料金(駐車場の使用に係る利用料金を除く。)の額は、前項の規定による金額の5割増しの範囲内において、指定  
管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。当該利用料金の額の変更をしようとするときも、同様とす  
る。
- 6 教育委員会は、前3項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。
- 7 指定管理者は、教育委員会が公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は  
免除することができる。
- 8 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができ  
る。
  - (1) 災害その他第6条の許可を受けた者の責めに帰すことができない特別な事由により講座の受講又は施設の使  
用ができなくなったとき
  - (2) 第6条の許可を受けた者が講座を受講する前又は施設の使用を開始する前に、当該講座の受講又は施設の使  
用の許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて当該許可を取り消したとき
  - (3) その他教育委員会が特別の事由があると認めるとき

(管理の代行)

第11条 クラフトパークの管理については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第  
3項の規定により、法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって教育委員会が指定するものに行わせ  
る。

(指定申請の公告)

第12条 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告しなければなら  
ない。

- (1) クラフトパークの名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請(以下「指定申請」という。)をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める事項

(指定申請)

第13条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、教育委員会の定めるところにより、クラフトパークの管理  
に関する事業計画書その他教育委員会が定める書類を添付した指定管理者指定申請書を教育委員会に提出しなけ  
ればならない。

(次格条項)

第14条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2  
年を経過しないもの
- (3) その役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうちに、  
次のいずれかに該当する者があるもの
  - ア 第1号に該当する者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しな  
い者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者  
(指定管理予定者の選定)

第15条 教育委員会は、第13条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの(以下「指定管理予定者」という。)として選定しなければならない。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 第2条の目的に照らしクラフトパークの効用を最大限に發揮するとともに、クラフトパークの管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) クラフトパークの管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、クラフトパークの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(指定管理者の指定等の公告)

第16条 教育委員会は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告しなければならない。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又はクラフトパークの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(業務の範囲)

第17条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げるクラフトパークの事業の実施に関すること
- (2) 建物及び附属設備の維持保全に関すること
- (3) その他クラフトパークの管理に関すること

(施行の細目)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則(平成11年10月1日施行、告示第581号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成17年9月22日条例第116号、附則ただし書に規定する改正規定を除くその他の改正規定、平成18年4月1日施行、告示第350号)

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第12条の次に7条を加える改正規定(第14条から第17条まで及び第18条前段に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年5月29日条例第71号)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の大阪市立クラフトパーク条例(以下「改正後の条例」という。)第10条第3項から第5項までの規定による利用料金の決定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、これらの規定及び改正後の条例第10条第6項の規定の例により行うことができる。

附 則(平成21年9月18日条例第112号)

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日条例第68号)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 クラフトパークのホールに係るこの条例による改正後の大阪市立クラフトパーク条例(以下「改正後の条例」という。)第10条第4項及び第5項の規定による利用料金の決定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、これらの規定及び改正後の条例第10条第6項の規定の例により行うことができる。

附 則(平成25年9月30日条例第128号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第6条、第10条関係)

区分	利用料金
ホール	午前 12,200円
	午後 16,400円
工房	1人1室1回3時間までごとに 6,000円
展示室	1室1日につき 5,000円
駐車場	バス 1台1日につき 1,000円
	乗用車 1台1時間までごとに 100円

備考

- 1 この表において「午前」とは午前9時30分から午後0時30分まで、「午後」とは午後1時から午後5時までをいう。
- 2 「午前」及び「午後」に引き続き使用する場合の利用料金は、この表に定める金額の合計額とする。